

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金
指定リース事業者の選定について
公募要領

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

2018年1月9日

1. 事業目的・概要

「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業」（以下「本事業」という。）は、消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業者等」という）に対して、「消費税軽減税率対策費補助金交付規程」に基づき、複数税率対応レジの導入や改修、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

本事業では、中小企業者等がリース取引を利用して複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う場合においても支援対象としています。リースを利用する場合は、リース事業者が共同申請者として中小企業者等と共同で補助金の申請手続きを行うこととなり、補助金の交付先はリース事業者となります。このため、共同申請者となるリース事業者については、中小企業者等へ適切な支援を担っていただくため、財務基盤の健全性、社内管理体制、リース実績などを確認し、総合的に審査を行ったうえで「指定リース事業者」として指定しています。

指定リース事業者には、軽減税率制度への準備に取り組む中小企業者等がファイナンスリースを利用して、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修等を円滑に進めることができるようサポートしていただきます。

(1) 申請者（中小企業者等）

本事業の申請者（中小企業者等）は、以下の要件を満たす中小企業支援法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他中小企業庁長官が認める者です。

- ① 消費税軽減税率制度*¹（複数税率）への対応が必要な事業者であること。
- ② 財産処分制限期間*²の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること。
- ③ 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局（以下「事務局」という。）が行う調査に協力できること。
- ④ 日本国内で事業を行う個人又は法人であること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者でないこと（ただし、中小企業庁長官が認める者を除く）。
- ⑥ 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。
- ⑦ 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業者等（「みなし大企業」という。）は補助対象外となります。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1／2以上を同一の大企業*³が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2／3以上を大企業*³が所有している中小企業者
- ・大企業*³の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1／2以上を占めている中小企業者

(2) 共同申請者（リース事業者）

本事業の共同申請者（リース事業者）は、以下の要件を満たす者です。

- ① 軽減税率制度への準備に取り組む中小企業者等に対してリースを行う事業者であること
- ② 上記（1）②～⑦の要件を満たすものであること

*1 軽減税率の対象品目

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスは除く）
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

*2 財産処分制限期間

財産処分制限期間とは、取得財産の単価が50万円以上の場合、または、効用の増加価格（改修等で機器に付加された価値）の単価が50万円以上の場合、取得または改修から法定耐用年数の間、廃棄、目的外の使用、他者へ譲渡・貸付、交換、債務の担保とすることができない期間のことです（パーソナルコンピュータの法定耐用年数は4年、その他の電子計算機の法定耐用年数5年、ソフトウェアの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数とします。）ただし、取得財産の単価が50万円未満であっても、汎用端末（補助率1／2のもの）については、財産処分制限期間が2年となります。

*3 次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(3) 申請類型と支援対象

A型：複数税率対応レジの導入等支援

- i) 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者
- ii) 複数税率対応レジ及びシステム*4を保有していない事業者

B型：受発注システムの改修等支援

- i) 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取り扱うために電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者
- ii) EDI/EOS等の電子的な受発注システム等を介して取引を行っている事業者

*4「複数税率対応レジ及びシステム」とは以下の機能を有する機器のこと
イ. 売上げの区分経理に資する機能
ロ. 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能

(4) 補助率

A型：複数税率対応レジの導入等支援

原則 2/3

- i) レジ1台のみと付属機器の合計が3万円未満の場合 3/4
- ii) タブレット、PC、スマートフォンの汎用端末は1/2（レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせると、複数税率対応のレジとして導入した際に補助対象）

B型：受発注システムの改修等支援

原則 2/3

(5) 補助額上限

A型：複数税率対応レジの導入等支援

- i) 1台あたり 20万円
- ii) 商品マスタの設定及び機器設置に要する経費（運搬費等）
1台あたり 20万円を上限に加算
※ 1事業者あたりの補助金の上限額 200万円

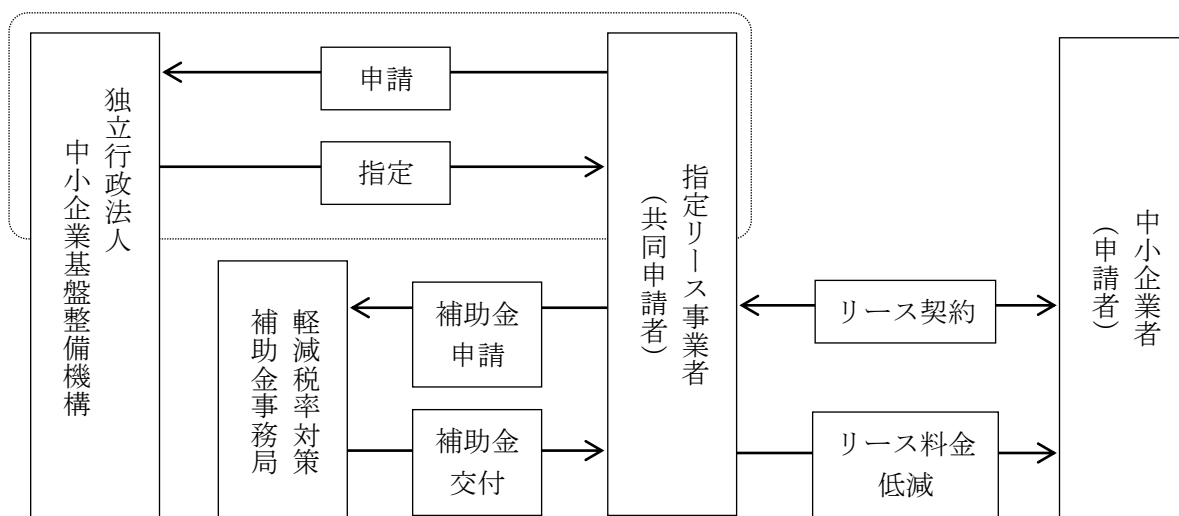
B型：受発注システムの改修等支援

- i) 小売事業者等の発注システムの改修の場合 1,000万円
- ii) 卸売事業者等の受注システムの改修の場合 150万円
※ 発注・受注システムの両方を改修した場合 1,000万円

(6) 補助対象となるレジ及びシステムの導入・改修

申請タイプ	補助対象の概要
A型 複数税率対応レジの導入等支援	
A-1 レジ・導入型	複数税率対応の機能を有する POS 機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします
A-2 レジ・改修型	複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします
A-3 モバイル POS レジシステム	複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入するものを補助対象とします
A-4 POS レジシステム	POS レジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします
B型 受発注システムの改修等支援	
B-1 受発注システム・指定事業者改修型	電子的な受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします ※改修・入替をシステムベンダー等に発注・実施する場合請け負う指定事業者による代理申請
B-2 受発注システム・自己導入型	電子的な受発注システムを導入する場合の費用を補助対象とします ※中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入する場合

(7) 事業スキーム



2. 指定リース事業者の要件

(1) 位置付け

本事業では、中小企業者等が複数税率に対応したレジ及び受発注システムをリースにより導入した場合、それらのレジや受発注システムの所有者であるリース事業者は中小企業者と共同で補助金の申請（以下「共同申請」という）を行う必要があります。共同申請を担うリース事業者については、申請の取りまとめ、補助金交付における管理等を行う者として、独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て「指定リース事業者」として指定します。

(2) 指定リース事業者の要件

- ① リース事業を営む事業者であること。
- ② 軽減税率制度への準備に取り組む中小企業者等に対してリースを行う事業者であること。
- ③ 日本国において登録された法人であること。
- ④ 安定的な事業基盤を有していること。
- ⑤ 経済産業省又は中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約すること。
- ⑦ 補助金業務の実施に必要な社内管理体制を有すること。
- ⑧ 中小企業者等に対する一定のリースの業務実績を有していること。
- ⑨ レジや受発注システムに関する一定のリースの業務実績を有していること。

3. 提出書類・提出期限等

(1) 提出書類（各1部）

- ① 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」
指定リース事業者の公募に係る申請書類等の提出について（様式1）
- ② 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」
指定リース事業者申請書（様式2）
- ③ 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」
利用に係る事業計画書（様式3）
- ④ 会社概要（会社案内パンフレット、社内組織図など）
- ⑤ 定款（それに準ずるもの）及び登記事項証明書
- ⑥ 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書（ただし、直近の決算から6ヶ月以上経過している場合は、四半期報告書、半期報告書、試算表など現況が分かるものを添付してください）
※指定された場合は、每期、貸借対照表及び決算報告書等の事業報告書を、作成後速やかに軽減税率対策補助金事務局へ提出することになります。
- ⑦ 標準的なリース契約書の写し

- ⑧ 与信管理部門・債権管理部門と営業部門との独立性に関する資料（様式任意）
- ⑨ コンプライアンスに関する社内体制および取り組み状況に関する資料（様式任意）
- ⑩ 中小企業に対するリース実績に関する資料（様式任意）
- ⑪ レジ・受発注システムに係るリース実績に関する資料（様式任意）
- ⑫ 過去の補助金活用の実績に関する資料（様式任意）
- ⑬ その他事務局が求める資料

(2) 提出期限および提出先

- ① 提出期限 2019年6月28日《消印有効》
なお、受付から指定まで一定の時間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。
- ② 提出方法 郵送
書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。

《提出先》

〒104-8689 晴海郵便局京橋分室留
軽減税率対策補助金事務局 指定リース事業者窓口 宛

ただし、様式1～3(3.(1)の①～③)については、電子メール（送り先：lease@kzt-hojo.jp）での送信も併せて行い、送付の際のメールの件名は「軽減税率対策補助金指定リース事業者応募申請／申請事業者名」としてください。

(3) 提出に当たっての注意事項

- ① 提出に際しては、本公募要領に様式を定めているものは必ずその様式を使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4版、可能な限り両面印刷してください。
- ② 提出書類の中央下に通しページを必ず付け、1冊にファイリングし、見出しを付ける等見やすく工夫してください。背表紙に「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」及び「申請事業者名」を記載してください。
- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくしてください。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を依頼することがあります。
- ④ 郵送する際は、封書の表に「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金指定リース事業者公募関係書類在中」と明記してください。提出期間内に提出先に現に届かなかった申請書類は、無効とします。
- ⑤ 提出された申請書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
- ⑥ 応募資格を満たさない者が提出した申請書類等は、無効とします。
- ⑦ 虚偽の記載をした申請書等は、無効とします。
- ⑧ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑨ 提出された申請書等は、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業の指定リース事業者の選定の審査のために利用し、独立行政法人中小企業基盤整

備機構及び軽減税率対策補助金事務局において厳重に管理するとともに、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合その他特別の理由がある場合を除き、第三者に提供いたしません。

4. 審査について

(1) 審査

審査については、「消費税軽減税率対策補助金指定リース事業者審査委員会」を設け、次の審査項目について総合的に審査を実施します。

【主な審査項目】

- ①財務基盤の健全性
- ②リース事業の継続性
- ③中小企業に対するリース実績
- ④レジまたはシステム等に関するリース実績
- ⑤社内管理体制 等

(2) 採否の通知等

上記審査を経て、指定リース事業者を決定する。選定結果(採択又は不採択)については、申請者に対し書面にて通知します。

5. 指定リース事業者の指定取り消し

事務局は、指定リース事業者が以下の事項に該当すると判断した場合、指定リース事業者としての指定を取り消し、併せて社名の公表をすることができます。

- (1) 本公募要領で規定する指定リース事業者の要件を欠く、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合

指定の取り消しに伴い、補助金交付決定が取り消された場合には、当該補助金の全部又は一部の返還義務を負います。

なお、指定リース事業者の責めにより指定取り消しとなった場合において、返還分の補助金をリース料に上乗せすることを約す契約を結ぶ事を禁じます。

6. 問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：平日 9 時～17 時／通話料有料） 電話：0570 (053) 555 (IP 電話等からの番号 03 (6627) 1316)
